

京都府における農地等を活用した再生可能エネルギーの導入に関する市町村支援等業務 企画提案仕様書

1 事業の目的

京都府では京都府総合計画において、営農型太陽光発電など、地域課題の解決や経営支援につながる再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）導入のモデル地区形成を支援し、府内各地へ展開することとしている。

本業務は、営農型太陽光発電に関する市町村向け勉強会を開催するとともに、営農型太陽光発電の導入を進める市町村に対して、地元との合意形成や計画策定等の支援を実施することや、導入を検討している事業者と遊休地の所有者をつなぐ仕組みを検討することで、府内の再エネ導入拡大につなげることを目的とする。

2 委託期間

契約締結の日から令和6年3月29日（金）

3 委託業務の内容

業務内容は、以下のとおり。

(1) 農地等を活用した再エネ導入に関する勉強会の開催

営農型太陽光発電を推進するため、府内市町村の担当者の営農型太陽光発電への知見を深めるため、営農型太陽光発電に関する勉強会を開催すること。

ア 対象者

京都府内市町村の農林部局及び環境部局の担当者。

イ 開催回数及び開催方法

勉強会については2回開催することとし、1回は中丹・丹後地域において担当者を集めて対面で開催すること。

また、会議室の借用や講師等を招聘する場合における経費等は受託者の負担とする。

ウ 勉強会の内容

営農型太陽光発電を実施している事業者や営農型太陽光発電、早生樹を活用したバイオマス発電に関する知見等を有する者（企業、大学教授等）を講師として招聘すること。テーマや講師の選定にあたっては、京都府と協議の上決定すること。

(2) 営農型太陽光発電事業の実施モデルの検討や計画策定の支援

ア 営農型太陽光発電の導入を進めている市町村への支援

営農型太陽光発電を進めている宮津市に対して、地元調整や計画策定が円滑に進むよう支援を実施すること。

(ア) 専門家（アドバイザー）等の派遣

営農型太陽光発電や農業、再エネ等に関する実績を持つ者を専門家（アドバイザー）として、2～4名、最大5回の派遣を行うこと。

なお、専門家（アドバイザー）については、これまで京都府や宮津市が実施してきた事業や検討状況を踏まえるため、京都府及び宮津市と協議の上、決定すること。派遣に必要な経費は受託者の負担とする。

(イ) 地域裨益型の事業スキームの提案

宮津市内において地域裨益型の事業スキーム（採算性等）について提案を行うこと。

イ 京都府内で営農型太陽光発電の導入を検討している市町村への支援

営農型太陽光発電の導入を検討している市町村と事業者との検討が円滑に進むよう、事業推進方策や具体的な導入エリアの選定等の支援をすること。

なお、支援先の市町村は1～2を予定しており、対象市町村及び事業者については京都府が調整の上、指定する。

ウ 営農型太陽光発電の導入に前向きな市町村への支援

(ア) 法令及び支援施策の整理

営農型太陽光発電事業実施に関する法令及び支援施策を整理すること。

(イ) 市町村へのヒアリング

営農型太陽光発電の導入に前向きな市町村へのヒアリングを実施し、導入可能性等についてまとめること。

(ロ) その他

必要に応じて、営農型太陽光発電の導入に前向きな市町村の実施可能性調査（航空写真等の既存資料を用いた適地調査等）や、営農型太陽光発電の関係者へのヒアリング等を行うこと。

(3) 営農型太陽光発電の導入を促進するマッチングの仕組みの検討

営農型太陽光発電事業の実施に意欲のある事業者と、事業者に対して農地（耕作放棄地を含む）を貸し出す意思を示す所有者をマッチングさせるための仕組みについて、対象者の抽出方法、対象者の募集・選定方法、マッチングの手法等を踏まえて、1つ以上提案すること。

4 成果物

報告書（紙媒体1部及び電子媒体一式）

本業務の成果物は、A4又はA3横、カラー印刷での印刷及び電子データで取りまとめることを基本とし、詳細については、府と協議することとする。また、電子データの形式は、PDF及びテキストコピーできるものとする。

5 納入場所

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府総合政策環境部脱炭素社会推進課

6 留意事項等

- (1) 本事業により得られた知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、プログラム及びデータベースに係る著作権等権利化された無体財産権及びノウハウ等）は、府に帰属する。
- (2) 受託者は自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作権者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果物に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等（以下、「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。
- (4) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

7 企画提案書作成要領

- (1) 企画提案書は、1社1提案とすること。
- (2) 企画提案書の様式は、自由様式とし、A4版、資料はA3版のサイズまで可とする。
- (3) 文章を補完とするための、写真、イラストなどの使用は可とする。
- (4) 企画提案書は、散逸しないように1部ごとにまとめて提出すること。
- (5) 表題・目次を付け、ページ番号を付けること。
- (6) 企画提案書の内容については、他からの無断転用を禁止する。

8 価格提案書（見積書）作成要領

- (1) 価格提案書（見積書）には、本事業に係る経費の積算額及びその内訳を記載すること。
- (2) 消費税及び地方消費税相当額は、外税とすること。
- (3) 価格提案書（見積書）は、できる限り詳細に分けて積算し、本事業に要する一切の経費について算出すること。